

 県章	滋賀県公報	令和 8 年（2026 年） 8 月 17 日 号 外 （ 3 ） 月 曜 日
		毎週火・金曜 2 回発行

目	次（※印は、県例規集に登載するもの）
○ 規 則	
※滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則 （DX推進課）	1
○ 選挙管理委員会規程	
※滋賀県選挙管理委員会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程の一部を改正する規程	3
○ 人 事 委 員 会 規 則	
※職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則	4
※滋賀県人事委員会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則	4
※滋賀県人事委員会の所管する規則に基づく行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則	4
○ 監 査 委 員 告 示	
※滋賀県監査委員に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程の一部改正	4
○ 公 安 委 員 会 規 則	
※滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則（情報管理課）	5
○ 労 働 委 員 会 告 示	
※滋賀県労働委員会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程の一部改正	6
○ 収 用 委 員 会 規 程	
※滋賀県収用委員会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程の一部改正	6
○ 琵琶湖海区漁業調整委員会告示	
※琵琶湖海区漁業調整委員会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程の一部改正	6
○ 内水面漁場管理委員会告示	
※滋賀県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程の一部改正	6
○ 議 会 告 示	
※滋賀県議会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程の一部改正	7
○ 企 業 庁 規 程	
※滋賀県企業庁に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程の一部改正	7
○ 病 院 事 業 庁 規 程	
※滋賀県病院事業庁に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程の一部改正	7
※滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程の一部改正	7
○ びわこボートレース事業庁規程	
※滋賀県びわこボートレース事業庁に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程の一部改正	8
※滋賀県びわこボートレース事業庁職員の服務等に関する規程の一部改正	8

規	則
滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す	

る。

令和8年8月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第57号

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則（平成16年滋賀県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第3条中「この規則は、別表」を「次条から第8条までの規定は、別表第1」に改め、同条に次の1項を加える。
2 第9条の規定は、別表第2の左欄に掲げる法令または条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく手続等について適用する。

第4条第3項第2号中「平成14年法律第153号」の右に「。以下「公的個人認証法」という。」を加える。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（添付書類等の省略）

第9条 インターネット利用条例第7条の規則で定める書面等は、別表第3の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2（第3条関係）

法令または条例等	条 項
興行場法（昭和23年法律第137号）	第2条第1項および第2条の2第2項
滋賀県遊泳用プール条例（昭和51年滋賀県条例第14号）	第3条第1号
滋賀県屋外広告物条例	第23条第1項および第3項ならびに第23条の5第1項
滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年滋賀県条例第31号）	第3条第1項および第3項

別表第3（第9条関係）

書 面 等	措 置
(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写しまたは住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 ア 電子情報処理組織を使用する方法により行う、公的個人認証法第3条第1項に規定する署名用電子証明書および当該署名用電子証明書により確認される電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第2条に規定する基準に適合する電子署名が行われた情報の県の機関等への提供 イ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別および住所の県の機関等への提供 ウ 個人番号カードもしくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第18条の5第1項に規定する特定在留カード等の県の機関等への提示または番号利用法第18条の2第6項の規定による番号利用法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録の県の機関等への送信
(2) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項に規定する戸籍謄本等、同法第12条の2に規定する除籍謄本等または同法第120条第1項に規定する戸籍証明書もしくは除籍証明書	電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、戸籍法第120条の3第2項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号または除籍電子証明書提供用識別符号の県の機関等への提供
	次のいずれかに掲げる措置

(3) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項に規定する登記事項証明書	ア 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の県の機関等への提供 (7) 土地にあっては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村および字ならびに当該土地の地番 (4) 建物にあっては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字および土地の地番ならびに当該建物の家屋番号 (7) 不動産登記令（平成16年政令第379号）第6条第1項に規定する不動産識別事項 イ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、県の機関等に電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報の送信を同法第3条第2項に規定する指定法人から受けさせるために必要なものとして当該指定法人から取得した符号その他の情報の当該県の機関等への提供
(4) 商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 ア 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の県の機関等への提供 (7) 商号または名称および本店または主たる事務所の所在地 (4) 番号利用法第2条第16項に規定する法人番号 (7) 商業登記法第7条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号 イ (3)の項右欄イに掲げる措置 ウ 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第12条の2第1項および第3項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明および当該証明により確認される電子署名が行われた情報の県の機関等への提供
(5) 商業登記法第12条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の印鑑の証明書	(4)の項右欄ウに掲げる措置
(6) 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長または区長もしくは総合区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書	(1)の項右欄アに掲げる措置

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

滋賀県選挙管理委員会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 8 月 17 日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

滋賀県選挙管理委員会規程第 3 号

滋賀県選挙管理委員会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程の一部を改正する規程
滋賀県選挙管理委員会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程（平成16年滋賀県選挙管理委

員会規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

本則中「の規定」の右に「（同規則第 3 条第 2 項および第 9 条の規定を除く。）」を加え、「第 3 条中「別表」を「第 3 条第 1 項中「別表第 1」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 17 日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第 18 号

職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則（平成 6 年滋賀県人事委員会規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 10 の項中「参考人等」の右に「または被害者参加人」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県人事委員会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 17 日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第 19 号

滋賀県人事委員会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県人事委員会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則（平成 16 年滋賀県人事委員会規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

本則中「の規定」の右に「（同規則第 3 条第 2 項および第 9 条の規定を除く。）」を加え、「第 3 条中「別表」を「第 3 条第 1 項中「別表第 1」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県人事委員会の所管する規則に基づく行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 17 日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第 20 号

滋賀県人事委員会の所管する規則に基づく行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県人事委員会の所管する規則に基づく行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則（平成 20 年滋賀県人事委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

本則中「の規定」の右に「（同規則第 3 条第 2 項および第 9 条の規定を除く。）」を加え、「第 3 条中「別表」を「第 3 条第 1 項中「別表第 1」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

監 査 委 員 告 示

滋賀県監査委員告示第 2 号

滋賀県監査委員に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程（平成 16 年滋賀県監査委員告示第 4

号)の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 17 日

滋賀県代表監査委員 河 瀬 隆 雄

本則中「の規定」の右に「(同規則第 3 条第 2 項および第 9 条の規定を除く。)」を加え、「第 3 条中「別表」を「第 3 条第 1 項中「別表第 1」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

付 則

この告示は、令和 8 年 8 月 17 日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 17 日

滋賀県公安委員会委員長 上 田 健 一 郎

滋賀県公安委員会規則第 18 号

滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則（平成 16 年滋賀県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「公安委員会等がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行わせ、または処分通知等を行うこととする申請等を」を「次条から第 11 条までの規定の適用を受ける申請等および第 12 条の規定の適用を受ける申請等をそれぞれ」に改める。

第 5 条第 1 項中「平成 25 年法律第 27 号」の右に「。以下「番号利用法」という。」を加える。

第 13 条を第 14 条とし、第 12 条を第 13 条とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（添付書類等の省略）

第 12 条 インターネット利用条例第 7 条の規則で定める書面等は、別表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等について、同表の右欄に掲げるとおりとする。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第 12 条関係）

書 面 等	措 置
商業登記法第 10 条第 1 項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 ア 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の公安委員会等への提供 (7) 商号または名称および本店または主たる事務所の所在地 (4) 番号利用法第 2 条第 16 項に規定する法人番号 (7) 商業登記法第 7 条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号 イ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、公安委員会等に電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成 11 年法律第 226 号）第 2 条第 1 項に規定する登記情報の送信を同法第 3 条第 2 項に規定する指定法人から受けさせるために必要なものとして当該指定法人から取得した符号その他の情報の当該公安委員会等への提供 ウ 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第 12 条の 2 第 1 項および第 3 項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明および当該証明により確認される電子署名が行われた情報の公安委員会等への提供

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

労 働 委 員 会 告 示

滋賀県労働委員会告示第 3 号

滋賀県労働委員会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程（平成16年滋賀県地方労働委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 17 日

滋賀県労働委員会会長 吉 田 和 宏

本則中「の規定」の右に「（同規則第 3 条第 2 項および第 9 条の規定を除く。）」を加え、「第 3 条中「別表」を「第 3 条第 1 項中「別表第 1」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

付 則

この告示は、令和 8 年 8 月 17 日から施行する。

収 用 委 員 会 規 程

滋賀県収用委員会規程第 1 号

滋賀県収用委員会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程（平成16年滋賀県収用委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 17 日

滋賀県収用委員会会長 田 口 勝 之

本則中「の規定」の右に「（同規則第 3 条第 2 項および第 9 条の規定を除く。）」を加え、「第 3 条中「別表」を「第 3 条第 1 項中「別表第 1」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

付 則

この規程は、令和 8 年 8 月 17 日から施行する。

琵琶湖海区漁業調整委員会告示

琵琶湖委告示第 1 号

琵琶湖海区漁業調整委員会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程（平成16年琵琶湖委告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 17 日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 谷 口 孝 男

本則中「の規定」の右に「（同規則第 3 条第 2 項および第 9 条の規定を除く。）」を加え、「第 3 条中「別表」を「第 3 条第 1 項中「別表第 1」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

付 則

この告示は、令和 8 年 8 月 17 日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示

滋内水委告示第 2 号

滋賀県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程（平成16年滋内水委告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 17 日

滋賀県内水面漁場管理委員会会長 林 英 志

本則中「の規定」の右に「（同規則第 3 条第 2 項および第 9 条の規定を除く。）」を加え、「第 3 条中「別表」を「第 3 条第 1 項中「別表第 1」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

付 則

この告示は、令和 8 年 8 月 17 日から施行する。

議 会 告 示

滋賀県議会告示第 3 号

滋賀県議会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程（平成16年滋賀県議会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 17 日

滋賀県議会議長 加 藤 誠 一

本則中「規定」の右に「（同規則第 3 条第 2 項および第 9 条の規定を除く。）」を加え、「第 3 条中「別表」を「第 3 条第 1 項中「別表第 1」に改める。

付 則

この告示は、令和 8 年 8 月 17 日から施行する。

企 業 庁 規 程

滋賀県企業庁規程第 3 号

滋賀県企業庁に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程（平成16年滋賀県企業庁規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 17 日

滋賀県企業庁長 藤 原 久 美 子

本則中「規定」の右に「（同規則第 3 条第 2 項および第 9 条の規定を除く。）」を加え、「第 3 条中「別表」を「第 3 条第 1 項中「別表第 1」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

付 則

この規程は、令和 8 年 8 月 17 日から施行する。

病 院 事 業 庁 規 程

滋賀県病院事業庁規程第10号

滋賀県病院事業庁に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第10号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 17 日

滋賀県病院事業庁長 足 立 壯 一

本則中「規定」の右に「（同規則第 3 条第 2 項および第 9 条の規定を除く。）」を加え、「第 3 条中「別表」を「第 3 条第 1 項中「別表第 1」に改める。

付 則

この規程は、令和 8 年 8 月 17 日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第11号

滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第12号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 17 日

滋賀県病院事業庁長 足 立 壯 一

第22条第 1 項第 9 号エおよび別表第 2 の10の項中「参考人等」の右に「または被害者参加人」を加える。

付 則

この規程は、令和 8 年 8 月 17 日から施行する。

びわこボートレース事業庁規程	
滋賀県びわこボートレース事業庁規程第28号 滋賀県びわこボートレース事業庁に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程（令和 8 年滋賀県びわこボートレース事業庁規程第11号）の一部を次のように改正する。 令和 8 年 8 月 17 日 滋賀県びわこボートレース事業庁長 渡 辺 正 人 本則中「規定」の右に「（同規則第 3 条第 2 項および第 9 条の規定を除く。）」を加え、「第 3 条中「別表」を「第 3 条第 1 項中「別表第 1」」に改める。 付 則 この規程は、令和 8 年 8 月 17 日から施行する。 ----- 滋賀県びわこボートレース事業庁規程第29号 滋賀県びわこボートレース事業庁職員の服務等に関する規程（令和 8 年滋賀県びわこボートレース事業庁規程第14号）の一部を次のように改正する。 令和 8 年 8 月 17 日 滋賀県びわこボートレース事業庁長 渡 辺 正 人 第21条第 1 項第 9 号エおよび別表第 2 の10の項中「参考人等」の右に「または被害者参加人」を加える。 付 則 この規程は、令和 8 年 8 月 17 日から施行する。	